

## 電気通信事業ガバナンス検討会（第18回）

### 議事録

#### 1 日時

令和4年4月15日（金）15時00分～15時30分

#### 2 場所

Web開催

#### 3 出席者

##### （1）構成員

大橋座長、後藤座長代理、相田構成員、石井構成員、上沼構成員、中尾構成員、中村構成員、古谷構成員、森構成員、山本構成員

##### （2）オブザーバ

内閣官房 国家安全保障局 参事官 山路 栄作

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介

デジタル庁 参事官 田邊 光男

##### （3）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、西浦事業政策課室長、関口事業政策課課長補佐、柴山データ通信課長、古賀電気通信技術システム課長、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、梅村サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）

##### （4）議事

（1）開催要綱の改正について

（2）電気通信事業法の一部を改正する法律案の概要について

（3）今後の官民連携の進め方について

（4）その他

【大橋座長】 本日は、皆様方におかれましては、お忙しいところご参加いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「電気通信事業ガバナンス検討会」第18回会合を開催いたします。はじめに、事務局より連絡事項についてお願いします。

【関口事業政策課課長補佐】 本検討会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局事業政策課の関口でございます。よろしく願いいたします。本日の会議はWebExでの開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、大橋座長から発言者を指名いただきます。一般傍聴につきましては、Web会議システムによる、音声のみでの傍聴とさせていただきます。資料については、Web会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元にご用意いただけますと幸いです。事務局からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。まず議事の1つ目は、「開催要綱の改正について」です。事務局より資料18-1に沿って御説明いただければと思います。

【西浦事業政策課室長】 事業政策課で室長をしております、西浦です。よろしくお願いいたします。今回は開催要綱に関しましていくつか改正事項がございます。資料18-1をご覧ください。1. 目的、2. 名称、3. 検討事項について変更はございません。4. 構成及び運営の(6)から(8)に関しまして、規律内容の詳細検討に向けてマルチステークホルダーを交えたワーキンググループの開催が可能となるよう、これまで「分科会」としておりました部分を「ワーキンググループ」に修正しております。また、4(7)に関しまして、これまで本検討会の座長はワーキンググループの主査のみを指名するものとしていたところ、構成員も指名する旨の修正をしております。また、今回より本検討会の事務局は電気通信事業部事業政策課が行うこととなりますので、6. その他に関しまして、これまでは電気通信技術システム課及びサイバーセキュリティ統括官室が本検討会の庶務を行うとしていたものを、電気通信事業部事業政策課が行うと修正しております。資料18-1については以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。開催要綱の改正案について御提示いただいたところですが、案のおりとしてよろしいかご意見伺いたいと思います。御異議ある方は挙手なりいただければと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、開催要綱について特段の御異議はない

ということで案のとおりとさせていただきたいと思います。

続きまして、議題（２）に進みます。「電気通信事業法の一部を改正する法律案の概要について」ということで、事務局より資料 18-2 に基づいてお願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。まず本検討会で２月にとりまとめたいただきました報告書を踏まえ、事務局で法案作成作業を進め、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきましては３月４日に閣議決定され、国会に提出させていただいたところ です。国会での審議は今後となりますが、今回は当該電気通信事業法の一部を改正する法律案の概要について御説明させていただきます。資料 18-2 をご覧下さい。

まず表紙をおめくりいただき、１頁目になりますが、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、本法案は３つの柱を内容としております。①は不採算地域の光ファイバの維持を目的とするものでございます。光ファイバの整備は着実に進展しており、世帯整備率は 99.7% まで進んでいるものの、その維持が課題となっていること、また、テレワークや遠隔教育などのデジタル技術の活用場面も増加していることを踏まえまして、FTTH など一定のブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置づけ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持、安定的提供を確保するための交付金制度を創設するものでございます。

一つ飛ばしまして③につきましては、指定設備、これは携帯大手３者と NTT 東西の設備でございますが、これを持たずに通信サービスを提供する MVNO などに貸し出す料金である卸料金につきまして、長年高止まりしているというご指摘を踏まえまして、携帯大手３者、NTT 東西の指定設備を用いた卸役務に関しまして、役務提供義務及び料金算定方法などの提示義務を課し、MVNO などとのさらなる公正な競争環境の整備を図るものでございます。

中央の②でございますが、こちらが本検討会で御議論いただいたものですので、詳細な説明をさせていただきたく２頁目をご覧下さい。②では本検討会で御議論いただいた４つの規律を規定しているところです。まず、利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度整備については、赤いパートと青いパートがございます。赤いパートに関しましては、昨年３月に発生しました LINE 事案を踏まえたものです。デジタル変革時代のイノベーションを促進するため、また、諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の脅威の増大を踏まえすと、利用者が安心して利用できる通信サービスの提供の確保が急務であるため、特に大量の利用者の情報を取り扱い、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に対して、利用者情報の適正な取扱いを求めるものです。具体的には、利用者情報の取扱いに関する社内ルール、これはセキュリティポリシーなどが想定されますが、これを策定・届出いただくこと、

利用者に対して取得する利用者情報の内容や安全管理の方法などを記載した取扱方針を策定・公表いただくこと、諸外国の法的環境やサイバー攻撃の手法などの変化を踏まえ、毎事業年度利用者情報の取扱いについて自己評価を行い、必要に応じて対策に反映いただくこと、最後にそれらを統括する者として管理的地位にある者から統括責任者を選任することを求めています、これらの規律については、赤枠に記載のとおり、これまでの電気通信事業者に加えまして、大規模な検索サービスや SNS を提供する事業についても規律の対象とすることとしております。

また、青いパートについてですが、これは外部送信に関する規律でございます、利用者がアプリや Web サイトなどを閲覧する際に、タグなどにより利用者の意思によらず自身の情報が送信されている場合があるということを踏まえまして、電気通信事業者とその他電気通信事業を営む者を対象とし、これらの者が情報を外部送信する指令を与えるプログラムを送信する場合に利用者に確認の機会を付与することを求めるものです。具体的には、通知・公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施することを求めることとしております。

3 頁目は、これらの規律の内容を担保措置や対象者を含めて整理したものでございます。赤いパートにつきましては、利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者、青いパートにつきましては電気通信事業者とその他電気通信事業を営む者を対象としておりまして、それぞれの規律に関しましては、業務改善命令を中心とする担保措置を設けているところでございます。内容については重複しますので割愛させていただきます。

4 頁目でございますが、こちらは電気通信サービスの停止に関するリスクへの対応として 2 つの規律を記載してございます。上段は、近年巧妙化・複雑化が進む DDoS 攻撃に対処するために、これまではサイバー攻撃の発生後に限られていた ISP 間の情報共有を、外部からアクセス可能な侵入口を調べるスキャン行為など攻撃の兆候が見られた場合についてはサイバー攻撃の発生前であっても、ISP 間の情報共有を実施できるようにするための環境を整備するものでございます。

次に下段、こちらは重大事故のおそれのある事態の報告制度でございます、電気通信事業法上の事故には該当しないものの、利用者の利益の侵害に直結するような事態が発生した場合には報告を求めるものでございます。具体的には、正規の利用者端末になりました不正アクセス要求が非常に高い頻度で発生しているとき、通信が止まりかねないような不正アクセスがあった場合などが考えられますが、詳細は今後検討していく予定です。資料 18-2 については以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。法律の改正案についてその概要を御説明いただいたということになります。構成員の方々に、御意見・御質問あればチャット欄でお知らせいただければと思います。

【大橋座長】 特段なさそうでしょうか。それでは、議題（3）について、「今後の官民連携の進め方」ということで、これも事務局より資料 18-3 に基づいて御説明をいただければと思います。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。資料 18-3 を御覧下さい。表紙をおめくりいただき、1 頁目です。本年 2 月に取りまとめていただきました本検討会の報告書では、図にございますとおり今後の課題としまして、官民共同規制、技術的進展への対応、実効的な執行確保、国際連携の 4 つの事項が記載されておりました。このうち官民共同規制に関しましては、報告書で、「関係するステークホルダーとの間で官民連携した共同規制の実施体制の構築に向けて、検討していくことが重要である。」とされておりました。

これを踏まえまして 2 頁目ですが、当該官民連携を実現する場としまして事業者団体、経済団体、消費者団体から御参加頂き、マルチステークホルダーにより利用者情報に関する規律の詳細について検討するべく改正電気通信事業法案の成立後に電気通信事業ガバナンス検討会の下に「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（仮称）」を開催してはどうかと考えているところです。また、検討事項についてワーキンググループで御議論の上、本ガバナンス検討会へ報告いただくこととしてはどうかと考えているところです。なお、1 ポツ目の本ワーキンググループの主な検討事項としましては、大規模電気通信事業者に対する利用者情報の適正な取扱いに関する規律の詳細について検討いただくこととし、具体的には、利用者情報の取扱いに関する取扱規程、取扱方針、評価、統括責任者に関する規律の詳細、また、検索サービスや SNS 等を念頭に置いた検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務の詳細について検討いただくことを想定しているところです。

また、2. 検討体制としましては、右の表に記載のとおり本検討会に続き大橋先生に主査として、また、相田先生、上沼先生、森先生に構成員として引き続きご参加いただき、当該分野に造詣の深い落合先生、沢田先生、手塚先生にも加わっていただいでワーキンググループを構成したいと考えているところです。さらに、本検討会の報告書のとりまとめに際して多くの御意見をいただきました事業者団体、経済団体、消費者団体からも関係団体として広く御参加いただき、国家安全保障局、NISC、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁からも引き続きオブザーバ参加いただくことを想定しているところです。当該ワーキンググループの今後の予定に関しましては、法案成立後、速やかに開催としまして、事前の準備会合も

必要に応じ検討するとしております。概ね夏頃に中間とりまとめ、年内に規律の詳細の決定を目指して議論を深めていただきたいと考えているところです。

1枚おめぐりいただきまして3頁目です。先ほど議題の2.におきまして今回の電気通信事業法の一部を改正する法律案の概要について4つの規律について御説明させていただきました。当該4つの規律に関しましては全て本検討会で大きな方向性について御議論いただきましたが、今後官民連携を確保しつつ省令事項を含む詳細な検討を進めていくに当たり、これまで各分野での専門的な検討は右側に記載の場でそれぞれ検討されてきた経緯も踏まえまして、それぞれ右側に記載の場で議論を進めることにより、官民連携を確保してはどうかと考えているところです。また、本検討会では、各検討の進捗状況の管理を行うこととしてはどうかと考えているところです。

4頁目・5頁目ですが、こちらは参考ではございますが、大規模な電気通信事業者に対する利用者情報の適正な取扱いに関する規律については、(利用者数1,000万人以上や大規模な検索サービス及びSNS等を例示としておりました)規律の対象者の詳細、また、契約締結又は利用登録をした利用者の情報を想定しております規律の対象となる情報の詳細、加えて、規律の内容としまして取扱規程、取扱方針、評価、情報統括管理者の詳細や事故報告の詳細に関し、全部で16の省令が規定されております。今回ワーキンググループの設置について御了承いただけましたら、法案成立後に当該16の省令事項を中心にワーキンググループにおいてマルチステークホルダーを交えて御議論いただきたいと考えております。

7頁目・8頁目は参考として条文案の抜粋を掲載しているところです。説明は割愛させていただきます。資料18-3は以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。法案成立後のことですが、検討体制の大枠について、今御説明いただいたということだと思います。ただいまの御説明について、御質問、御意見がある方はチャット欄にて教えていただければ指名させていただきます。いかがでしょうか。古谷構成員お願いします。

**【古谷構成員】** ありがとうございます。今後の検討課題で、官民連携した官民共同規制について御説明があったのですけれども、その他の方向性であるとか時期であるとか内容であるといったことについてはお話がなかったのですが、何か決まっていることがありましたら教えていただければと思います。

**【大橋座長】** ありがとうございます。何名かからお手が上がっておりますので、ひとまとめにして後ほど事務局から御回答いただければと思います。それでは後藤構成員お願いします。

【後藤座長代理】 後藤でございます。実は古谷構成員と同じ質問をしたかったところでございます。特に3頁目の一番上の部分(大規模な電気通信事業者における対応)の検討が、今回大橋先生他で取り組んでいただくワーキンググループが担当と書いてあり、他の検討事項については別の既に動いている取組が担当と書いてあるので、その辺りの関係等について、例えば大橋先生の新しいワーキンググループが全体を見るという感じなのか、あるいはそれぞれの検討の場に今の検討会から直接アプローチするのか、その辺りを教えていただければと思いました。あとは古谷構成員と同じ質問でございました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。基本的にこの検討会で4つの検討の進捗は把握するという事は御説明いただいたとおりにかと思っておりますが、補足は後ほど事務局からいただければと思います。中尾構成員お願いします。

【中尾構成員】 中尾でございます。ありがとうございます。私も後藤先生と同じ質問でございました。画面上に出ております4つの内容をガバナンス検討会の中で全体を見て把握するというのか、または別のメカニズムがあるのかどうかというところを確認したかったのが一点と、二点目として、検討内容の3つ目のところで事業者間連携によるサイバー攻撃対策については前から色々な予兆を把握するという話があって、具体的な検討体制・連携については、私も入っておりますICT-ISAC関連の認定協会といいますか、対処協会というところが対応するとされていますが、これはここだけでやるのでしょうか。それとも、もう少し具体的な予兆情報を引き出せるような、例えばNICTのようなところも絡むのでしょうか。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上、今のところお手が上がっている方には全て御発言いただいたので、まとめまして事務局から、御回答などよろしく願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。古谷先生から御質問いただきました、その他今後について決まっていることについてですが、官民連携の仕方としましてはオプザーバ参加という形もあればヒアリングのような形もありますけれども、4つの規律に關しましてそれぞれの検討の場で官民連携を確保しながら詳細を検討していきたいと考えております。概ね年内を目途に規律の詳細について検討していきたいと考えているところで、後藤先生から御質問がございました全体の関係性につきましては、大橋先生から御発言いただきましたとおり、4つの規律のそれぞれの具体的な詳細の検討に関しては、右側に記載のそれぞれの検討の場で検討いただき、全体に関しては本検討会で把握・進捗管理をしていくという整理ができればと考えているところです。中尾先生の御質問に関しましては消費者行政第二課から御説明いただけますでしょうか。

【高田消費者行政第二課企画官】 高田です。御質問ありがとうございます。御質問の点ですけれども、基本的には認定協会業務の実務をどう回していくかという観点で今後一年間準備を進めていきたいと思っておりますので、ガバナンス検討会のような大きな座を設けて色々な関係者を集めて検討していくことは現在のところ考えておりません。ただ、当然 ICT-ISAC 様のステークホルダーとそのような議論を重ねていく中で貴重な御意見をいただけるようなことがございましたら、是非色々なお知恵を賜りたいと考えております。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今の御回答でいかがでしょうか。

【中尾構成員】 了解しました。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。その他、もし御質問あるいは御意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。事務局から御説明あったとおり、これらの御提示いただいたものは、法案の成立後、大規模な電気通信事業者に対する利用者情報の規律については、本検討会の下ワーキンググループで詳細な検討を進めていくということでどうかというものでございまして、それについて特段御異議はないということよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【大橋座長】 ありがとうございます。特段御異議はないようですので、こうした形で進めていくということで、事務局についても御準備の方、その方向で進めていただければと思います。

本日、みなさんの御都合が合う時間が非常に短く 30 分ということで、以上がメインの議題にはなるのですが、全体を通じてもし御質問・御意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御議論ありがとうございました。

それでは、連絡事項として事務局から議題の（４）「その他」ということでお願いします。

【関口事業政策課課長補佐】 本日は御議論いただきありがとうございました。次回の検討会につきましては、引き続き Web 形式での開催を予定しておりますが、詳細は別途、御連絡いたします。事務局からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第 18 回の検討会を終了といたします。大変お忙しいところ、御出席いただきまして本日はありがとうございました。